

○北河内4市リサイクル施設組合公平委員 会処務規程

（平成16年8月4日）
（公平委員会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、北河内4市リサイクル施設組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の処務について必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 公平委員会に関する事務を処理するため、書記その他必要な職員を置く。

2 職員は、管理者部局の職員をもって充てる。

（身分取扱い）

第3条 職員の任免、勤務条件、分限、懲戒、服務、その他身分取扱いについては、管理者部局職員の例による。

（文書取扱い）

第4条 公平委員会の文書の取扱いについては、管理者部局の例による。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、公平委員会の処務について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。